R05-50　農業経営基盤強化促進法　一問一答集　３訂　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 問の内容 | 改訂概要 |
|  | はじめに法律の略称 | ・令和４年改正の趣旨及び改正内容等を追加・本書における法律の略称を整理 |
| **Ⅰ 農業経営基盤強化促進法の目的等** |
| 2 | 〔002〕農業経営基盤強化促進法の仕組みについて教えてください。 | ・項目及び説明を変更（「利用権設定等促進事業」→「地域計画推進事業」等）、図「農業経営基盤強化促進法の仕組み」を変更・前版〔005〕を削除（農地法と農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業との関係） |
| **Ⅱ 基本方針及び基本構想** |
| 1018242526272829－ | 〔006〕農業経営基盤強化促進法では基本方針や基本構想を定めることとされていますが、それらはどのようなものですか。〔011〕基本構想にはどのような事項を定めればよいのでしょうか。〔014〕旧基盤強化法による基本方針・基本構想の変更期限はいつまででしょうか。〔015〕新基盤強化法では基本方針・基本構想の規定事項が拡充されましたが、その内容はどのようなものでしょうか。どのような事項を記載すればよいのでしょうか。〔016〕基本方針に新たに追加された「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」では、どのようなことを定めればよいのでしょうか。また、基本構想の「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、何を定めたらよいでしょうか。〔017〕農業経営・就農支援センターを設置する意義を説明して下さい。〔018〕農業経営・就農支援センターでは、具体的に誰を対象に業務を行うのでしょうか。〔019〕農業経営・就農支援センターの業務を教えて下さい。〔020〕基本方針の「農用地の利用集積に関する目標」の事項が拡充され、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」が追加されましたが、何を定めるのでしょうか。同様に、基本構想の同じ事項では、何を定めるのでしょうか。 | ・基本方針の記載事項を追加（「④農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」）・基本構想の記載事項を追加（「②及び③に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」）・基本構想の記載事項を変更（「農用地の利用関係の改善に関する事項」→「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」、「利用権設定等促進事業に関する事項」→「協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他の事業に関する事項」等）・記載事項（農業を担う者の確保及び育成、効率的かつ総合的な利用、協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準等）を追加（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）・前版〔015〕を削除（利用権設定等促進事業について３つの場合の取り扱い） |
| **Ⅲ 農地中間管理機構特例事業** |
| 34354243 | 〔023〕農地中間管理機構特例事業規程とはどのようなものですか。〔024〕農地中間管理機構が行う農地売買等事業とはどのようなものですか。〔027〕農用地利用集積計画は、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、農地中間管理機構が行う農地売買等事業は今後、どのような手続きで行われることになるのでしょうか。〔028〕地域計画区域内の土地において特例事業を実施する場合の留意点は何でしょうか。〔029〕地域計画区域以外の土地においても、農地中間管理機構は特例事業を実施することができますか。 | ・令和４年の改正内容を追加（地域計画の区域で特例事業を実施する場合は当該計画の達成に資するよう実施する）・令和４年の改正内容を追加（売渡し等の相手方は、地域計画の区域内では計画に位置付けられた農業を担う者に限られ、その他の区域では認定農業者等一定の要件を満たす規模拡大農家）（新　設）（新　設）（新　設） |
| **Ⅳ 旧農地利用集積円滑化事業** |
| 4650 | 〔031〕旧農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合・一体化により農地の集積・集約化機能が低下するおそれはないのでしょうか。〔033〕旧円滑化事業は令和元年に廃止され、農地売買等事業については附則で経過措置が定められましたが、農地所有者代理事業については経過措置等の手当てがされていません。地域によっては、旧円滑化団体等が所有者代理事業を実施している事例がみられます。法的に問題ないのでしょうか。 | ・令和４年の改正内容（農地中間管理事業法改正で実績のある旧円滑化団体は農地利用集積等促進計画案の提出等の協力を求める者に位置づけ）を追加（新　設） |
| **Ⅴ 認定農業者制度** |
| 5965667490102103104105106107108109　 | **（支援措置）**〔037〕認定を受けた農業者に対しては、どのような支援措置があるのですか。〔038〕農業委員会による農用地の利用集積の支援は、どのような仕組みで行われるのですか。〔039〕スーパーＬ資金は、どのような資金ですか。〔044〕認定農業者、認定新規就農者に対する農業近代化資金の貸付条件等はどのようになっていますか。**（認定の対象）**〔058〕人・農地プランの中心経営体から認定申請があった場合、どのように対応すればよいですか。**（認定の手続き）**〔071〕農業経営改善計画に農業用施設の整備に関する事項が追加されました。どのような事項を記載するのでしょうか。〔072〕農業経営改善計画に係る農地転用許可手続きのワンストップ化とは、どういうことでしょうか。〔073〕農業用施設の整備に関する事項が記載された農業経営改善計画の農地法の特例等の内容を説明して下さい。〔074〕農業経営改善計画に係る農地転用許可手続きのワンストップ化の場合には、農地転用許可基準が緩和されるのでしょうか。〔075〕農業用施設の整備に関する事項が記載された農業経営改善計画の認定申請があった場合の市町村の処理手続きを教えて下さい。また、市町村による農地転用許可権者（都道府県知事等）への協議以降の流れを説明して下さい。〔076〕農業用施設の整備に関する事項が記載された農業経営改善計画の事項が数市町にわたる場合の処理手続きはどうなりますか。〔077〕農用地区域内の農業用施設の整備のための転用に当たっては、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の用途区分の変更までがワンストップ化されるのでしょうか。〔078〕新基盤強化法で拡充された認定農業者に係る措置には、この他にどのようなものがありますか。**（推進体制等）**〔079〕認定農業者の経営改善を着実に進めるため、認定後の助言等はどうすればよいですか。 | ・融資は「農業経営基盤強化資金」等の利率・融資限度額・償還期限を更新、税制では「２千万円の特別控除」（地域計画区域内の農地を農地中間管理機構に譲渡した場合の譲渡所得）を追加等・支援内容を変更（農用地利用集積計画作成の前段階で土地利用調整→基盤強化法に基づく事業及び農地中間管理事業を活用した農用地の利用関係の調整）・貸付利率を更新等・貸付利率を更新等・「人・農地プランを法定化した地域計画においても、目標地図の「農業を担う者」に位置づけられ」との説明を追加（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）・組織名を変更（農業経営相談所→農業経営・就農支援センター）等 |
| **Ⅵ 認定新規就農者制度** |
|  | ・基本要綱の規定箇所及び様式の番号変更（内容の変更なし） |
| **Ⅶ 農業経営基盤強化促進事業** |
| 145146151154156161162163164165166167169170172173174175176177178179180182188189190191192193195198199200201202203205206207208209210211213214215216218220221222223224225226227228229231232233234235255257259－ | **（１　総論）**〔123〕農業経営基盤強化促進事業を実施する際の原則について説明して下さい。〔124〕農業経営基盤強化促進事業の実施について、都道府県、市町村段階の推進体制はどうしたらよいか説明して下さい。**（２　農業経営基盤強化促進事業）**〔127〕農業経営基盤強化促進事業の支柱であった利用権設定等促進事業が廃止され、地域計画推進事業が新設された理由を説明して下さい。〔128〕農用地利用集積計画を農地中間管理機構作成の農用地利用集積等促進計画になぜ統合するのでしょうか。その理由を教えて下さい。〔129〕農用地利用集積計画は農地中間管理機構作成の農用地利用集積等促進計画に統合されることに懸念はないのでしょうか。手続きが煩雑になることや、農地中間管理機構の処理能力に問題はないのでしょうか。〔132〕農業経営基盤強化促進事業を実施する場合の林業的土地利用との調整はどのようにすればよいのでしょうか。〔133〕地域計画推進事業はどういう趣旨の事業でしょうか。利用権設定等促進事業との違いはどこにありますか。**（農業者等による協議の場の設置等）**〔134〕市町村は円滑な協議運営に向けて、どのような体制を整え、準備すればよいでしょうか。〔135〕協議の場の設置区域はどうなりますか。〔136〕協議の場は、既存の類似の場を活用することはできますか。〔137〕協議の場の参加者はどうなりますか。〔138〕協議の場で協議する事項は、どのようなことを話し合えばよいのでしょうか。〔139〕市町村は、協議の場の運営をどのように進めたらよいでしょうか。〔140〕協議の場に当たり、関係機関の役割にはどのようなことがありますか。建設的な協議のため、各々の機関が提供する資料は何でしょうか。〔141〕協議の場でどの程度、話が煮詰まれば、合意に達した、一定の方向が出たと判断できるのでしょうか。〔142〕協議の場で協議事項がまとまらない場合（合意ができない場合、一定の方向が出ない場合）どう対応したらよいでしょうか。〔143〕旧農地中間管理事業法に規定する農業者等による協議の場での話し合いの結果を活用できますか。**（地域計画・目標地図の作成）****（全　体）**〔144〕地域計画・目標地図作成の目的を教えて下さい。〔145〕地域計画と人・農地プランとの違いは何でしょうか。〔146〕地域計画の策定期限はいつまでですか。〔147〕地域計画は策定期限までに完璧な計画を作らなければならないでしょうか。**（地域計画の作成・変更）**〔148〕地域計画の記載事項を教えて下さい。〔149〕地域計画が満たさなければならない要件を教えて下さい。〔150〕地域計画の作成・変更手続きを説明して下さい。〔151〕地域計画の公告等までの手続きはどのようにすればよいでしょうか。〔152〕地域計画の変更・見直しはどのような頻度で行うのでしょうか。〔153〕地域計画に係る個人情報はどのように扱ったらよいですか。〔154〕地域計画と人・農地プランの関係について説明して下さい。〔155〕市街化区域や基本構想を定めていない市町村の区域においても地域計画を策定しなければならないでしょうか。**（目標地図）**〔156〕目標地図の作成手順を説明して下さい。〔157〕目標地図の考え方を説明して下さい。〔158〕目標地図に位置付ける「農業を担う者」とはどのような人でしょうか。人・農地プランの「中心経営体」と何が異なるのでしょうか。〔159〕目標地図に位置付けられるような人がいない場合には、どうすればよいか教えて下さい。〔160〕既に地域の農地の大部分を担い手が引き受けている地域では、どのように目標地図を作成すればよいでしょうか。〔161〕農業委員会は目標地図の素案提出等に協力すると規定されましたが、その意味するところをどうとらえたらよいでしょうか（旧農地中間管理事業法における「必要な協力」との違い）。〔162〕省力化の観点等からタブレットの活用が推奨されていますが、高齢化している農業委員にとっては、タブレットの円滑な活用には困難が伴うことも予想されます。どのような技術的支援を受けられるのでしょうか。**（地域計画の達成・目標地図の実現）****（市町村による計画管理等）**〔163〕地域計画の実現に向けて、市町村、農業委員会など関係者はどのように取り組んでいくべきか教えて下さい。**（農業委員会による利用権の設定等の促進等）**〔164〕農業委員会は地域計画達成に向けてどのような活動を期待されているのでしょうか。また、旧基盤強化法時代の農用地利用調整活動との違いがありますか。〔165〕地域計画区域内の農地所有者には何か責務が課されますか。**（地域計画区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議）**〔166〕地域計画の区域内の農用地の所有者からの農業委員会に対する所有権移転のあっせんの申出を受けて、農業委員会が農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知の要請を市町村の長に行うのはどのような場合でしょうか（法第二十二条第一項関係）。〔167〕農業委員会からの要請を受けた市町村の長が農用地の所有者に対し、「農地中間管理機構が買入協議を行う旨」を通知するのは、どのような場合でしょうか。通知を受けた農用地の所有者にはいかなる制限がかかりますか（法第二十二条第二項～五項関係）。〔168〕農地中間管理機構による買入協議について説明して下さい（法第二十二条第二項～五項関係）。〔169〕農地中間管理機構が買入協議を通じて農用地を買い入れた場合、その譲渡所得に税制上の特例措置がありますか（法第二十二条関係）。**（利用権の設定等に関する協議の勧告）**〔170〕同意市町村が地域計画区域内の農地所有者等に対し、利用権の設定等に関する協議を勧告するのは、どのような状況にある農用地等が該当するのでしょうか（法第二十二条の二）。**（地域計画の特例）**〔171〕農業委員会等による地域計画に係る提案とはどのようなものですか。提案できる場合の要件がありますか（法第二十二条の三）。〔172〕特例に係る区域においては利用権の設定等にどのような制限がかかりますか（法第二十二条の四）。〔173〕特例に係る地域計画区域内の土地所有者から農地中間管理機構が農地を取得した場合にどのような税制上の特例措置がありますか。**（地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定）**〔174〕農地中間管理事業と地域計画との関係を教えて下さい。〔175〕地域計画と農地中間管理機構が策定する農用地利用集積等促進計画とはどのような関係にあるのでしょうか。説明して下さい（法第二十二条の五）。〔176〕出し手から農地中間管理機構への利用権設定と農地中間管理機構による受け手に対する貸付けはどのように進めるのですか。〔177〕農用地利用集積等促進計画決定時の考慮要素「地域計画の達成に資する」はどのように判断するのでしょうか。農地中間管理機構による公募廃止とは関係があるのでしょうか。**（土地改良法の特例等）**〔178〕新基盤強化法では、農地中間管理機構関連農地整備事業の対象農地に農業経営等の委託に係る農地も追加されましたが、これに伴う土地改良法の特例（法第二十二条の六）を説明して下さい。〔179〕新基盤強化法では地域計画区域内農地について、農振法の特例が定められました。その内容はどのようなものでしょうか。**（旧基盤強化法経過措置）**〔180〕法施行前に旧基盤強化法に基づき策定された基本方針、基本構想は法施行と同時に失効するのでしょうか（一部改正法附則第二条）。〔181〕新基盤強化法では農用地の利用関係の調整等に関する措置が大幅に見直されていますが、どのような経過措置が設けられていますか（一部改正法附則第三条）。〔182〕協議の結果の公表、地域計画の策定はいつまでに行わなければなりませんか（一部改正法附則第四条）。〔183〕一部改正法施行後、市町村はいつまで旧基盤強化法による農用地利用集積計画を策定することができますか。また、法施行前に策定された農用地利用集積計画により設定等された利用権の効力はどうなりますか（一部改正法附則第五条）。〔184〕一部改正法施行前に旧基盤強化法による特例農用地利用規程を定めました。新基盤強化法施行により、その効力はどうなりますか（一部改正法附則第六条）。〔185〕旧農地中間管理事業法により設置された農業者等による協議の場はどうなりますか。新基盤強化法に基づく協議の場に移行するのですか（一部改正法附則第十一条）。**（その他）**〔186〕一部改正法による基盤強化法改正では、主な改正理由として「農地の集約化等の取組への加速」が挙げられていますが、その趣旨は何でしょうか。担い手への集積率向上の重要性が低下したということでしょうか。〔187〕新基盤強化法で措置された農地集約化に向けた取組を説明してください。〔188〕農地について、「農用地の効率的かつ安定的な農業経営」「農用地の効率的かつ総合的な利用」「農用地の利用の効率化及び高度化の促進」など、様々な用語が使用されています。それぞれの意味、違いを説明して下さい。〔189〕農業に関わる人についても、「担い手」「中心的経営体」「農業を担う者」「地域の農地利用を担う多様な経営体」など、様々な用語が使用されています。それぞれの意味、違いを説明して下さい。〔190〕一部改正法案提出の理由は何でしょうか。〔191〕新基盤強化法等の意義をどうとらえるべきでしょうか。**（税　制）**〔192〕農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に関する税制上の特例はどうなっていますか。**３　農用地利用改善事業****（実施団体の特典等）**〔204〕農用地利用改善団体、特定農業法人にはどのようなメリットがあるのでしょうか。〔206〕農用地利用改善事業の実施団体が農用地の利用調整を行った場合に、その効果を活かすためにはどのようにしたらよいのでしょうか。〔207〕新農業経営基盤強化法には、農業協同組合の正組合員資格についての特例規定が見当たりません。特例を受けられなくなったのですか。そもそも特例とはどういうものですか。 | ・「地域計画推進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等」との事業説明及び「事業は市街化区域では行わない」との説明を追加・組織名を変更（育成センター→農業経営・就農支援センター）（新　設）（新　設）（新　設）・事業名及び事業内容を変更（利用権設定等促進事業→農業経営基盤強化促進事業）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）（新　設）・対象農地を変更（農用地利用改善事業の域内→地域計画の区域内）、事業名を変更（農用地利用集積計画→農用地利用集積等促進計画）等・事業名を変更（農用地利用集積計画→農用地利用集積等促進計画）等・「農用地利用集積計画の作成を市町村に申し出る場合の手続き」を削除等・旧基盤強化法での特例規定は削除されたが、利用集積計画が利用集積等促進計画に統合されたことに伴い、新農地中間管理事業法で同様の措置が行われた旨を説明・前版〔246〕～〔255〕（特例農用地利用規程の内容・手続き等の設問）を削除 |

※）上記の他にも内容の追加・削除・変更、表記の見直し等を行っています。